

東京都BBS連盟に加盟する団体の会員規則

第一条（会員の使命） 東京都BBS連盟に加盟する団体（以下「地区会等」という）に所属する会員は、BBS運動の理念に基づき、次の各号に掲げる活動を実践することをもってその使命とする。

- 一、 友愛の精神をもって非行少年のよいともだちになること。
- 二、 すべての人の信頼と尊敬を受けるよう常に自己の成長に努めること。
- 三、 青少年の非行化防止に努め、地域社会の浄化に寄与すること。

第二条（会員の遵守事項） 会員は前条の使命を遂行するにあたっては、次の各号に掲げる次項を守らなければならない。

- 一、 使命を遂行するために必要な知識と技術の修得に努めること。
- 二、 所属地区会等と常に緊密な連携を保ち、相互の理解に努め、強固な団結の下に社会の信頼に応えるよう努めること。
- 三、 ともだち活動を行うにあたっては、活動の依頼者その他の関係者と密接な連絡を保ち、独断専行に陥ることのないよう努めること。
- 四、 活動を通して知り得た関係者の身上に関する秘密を守り、その名誉保持に努めること。

第三条（会員の要件） 会員は、次の各号に掲げるすべての条件を有していなければならない。

- 一、 第一条の使命を遂行するためにふさわしい人格の形成及び行動をとることの自覚を有すること。
- 二、 青少年愛護の精神を有すること。
- 三、 活動に必要な時間的余裕を有すること。
- 四、 積極的に活動しようとする意志を有すること。
- 五、 次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人または被保佐人。

イ 禁錮二年以上の刑に処せられた者。

ウ 社会の安寧秩序を乱すおそれのある団体を結成し、又はこれに加入した者。

第四条（入会の申込） 満十八才以上であって、前条に規定する要件を具備する者は、入会の申込みをすることができる。

第五条（入会の手続き） 入会しようとする者は、別に定める様式の入会申込書を、入会を希望する地区会等に提出する。

第六条（入会者の選考及び承認） 入会者の選考は、入会の申し出があった地区会等において行い、入会の承認は当該地区会等の会長が行う。

第七条（退会） 会員が第3条の要件を満たすに至らなくなったときは、退会しなけ

ればならない。

2. 会員は、退会しようとするとき（次条により除名になったときを除く。）は、所属地区会等の会長に退会届を提出しなければならない。

第八条（除名） 地区会等は、その所属する会員が、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、本連盟の常任理事会の同意を得て、当該会員を除名することができる。

一、 第三条に規定する資格を欠くにいたったとき。

二、 正当な理由なく、第一条の使命を怠り、または第二条の任務に違反したとき。

三、 地区会等の規律または会員の団結をいたずらに乱し、組織の運営に支障をきたすおそれのあるとき。

2. 本連盟の会長は、地区会等の会員が、BBS運動の名誉をきずつけ、または本運動に対する社会の信頼に背くような言動に走る事実があると認めるときは、常任理事会の決定を経て、当該会員の資格を停止し、次期代議員会にはかつて除名することができる。

付則

1. この規則は、代議員会の議決を経なければ改正することはできない。

2. この規則は、昭和五十六年四月十九日から施行する。

付則

この規則は、平成十九年六月十九日から施行する。

付則

この規則は、平成二十一年六月十五日から施行する。